

外来患者様へのお知らせ

一般名処方加算について

一般名処方とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです（処方せんには「商品名」で記載されるお薬もあります）。

一般名処方をすることで、患者様は有効成分が同一の医薬品が複数あれば先発医薬品、後発医薬品（ジェネリック医薬品）をご自身で選ぶことができます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬で、患者様の経済的負担が軽くなります。



ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。